

議 事 日 程

- 日程第1 議案第54号 令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第55号 令和3年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第3 議案第56号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第57号 令和3年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第5 議案第58号 令和3年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第6 議案第62号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第63号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第64号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第52号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第53号 令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第60号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第49号 瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第50号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第51号 令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第59号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎

11番 杉原克巳
13番 庄田昭人
15番 広瀬武雄
17番 松野藤四郎

12番 棚橋敏明
14番 若井千尋
16番 若園五朗
18番 藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	服部照	企画部長	山本康義
総務部長	石田博文	市民部長	棚橋正則
巢南庁舎 管理部長	広瀬進一	健康福祉部長	佐藤彰道
都市整備部長	桑原秀幸	調整監	宇野真也
環境水道部長	矢野隆博	教育委員会 教務局長	佐藤雅人
会計管理者	清水千尋	監査委員 局長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	古澤秀樹
書記	河野和泉		

開議の宣告

○議長（若井千尋君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第54号から日程第8 議案第64号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第1、議案第54号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、議案第64号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

これらにつきましては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若園五朗君。

○産業建設委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議席番号16番 若園五朗、産業建設委員会の審査の報告をいたします。

ただいま一括議題となりました8議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、9月8日午前9時30分から、菓南庁舎3の2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第54号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第55号令和3年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、事業収入に関し、営業外収益の雑収益が前年度に比べて増額となっている理由は何かとの質疑に対し、令和2年9月に発生した中川右岸堤防における水道管破損事故の補修工事費用に関係する保険金約611万円が令和3年5月に支払われたためであるとの答弁がありました。

また、宮田水源地の令和3年度の年間配水量が令和2年度に比べ約25万立方メートルも大幅に減っている理由は何かとの質疑に対し、宮田水源地と古橋水源地の両水源地から配水がある

中宮地区の水道水の流れをよくするため、令和2年度に人為的に宮田水源地の水圧を上げて配水量を多くする調整を行ったが、令和3年度にはその状況は改善されたため、配水量調整を元に戻したことにより、昨年度の配水量が大幅に減ることとなったとの答弁がありました。

同じく本田水源地は、人口増加地域であるのにもかかわらず、年間配水量が前年度に対して減少している理由は何かとの質疑に対し、本田水源地は常時稼働しているメイン水源地ではなく、朝夜の水の利用が多い時間帯に水圧が下がらないようにするなど、随時稼働する補助水源地であるため、人口の増加に比例するものではないとの答弁がありました。

また総係費について、令和3年度は令和2年度に対し約1,100万円、比率48.3%と大幅に減となっているが、理由は何かとの質疑に対し、令和2年度は、水道ビジョン策定費用として、税抜き約1,150万円の委託費の執行があったが、令和3年度はなかったことによるものであるとの答弁がありました。

そのほか、上水道有収率が前年度を下回ったが、現総合計画の目標値である85.6%に近づくように努めていただきたいとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第56号令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について、議案第57号令和3年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について、議案第58号令和3年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について、議案第62号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第63号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第64号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）を審査しました。

これら6議案については、いずれも報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定及び可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和4年9月22日、産業建設委員会委員長 若園五朗。

○議長（若井千尋君） これより議案第54号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第55号令和3年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第56号令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第56号令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

総括質疑の場合でも述べさせていただきましたけれども、西処理区の水洗化率、計画では令和5年度までには93.5%となっているにもかかわらず、現状74%しかいっていない。

また、現在進められている瑞穂処理区の計画では、接続率80%を前提にしているにもかかわらず、この80%に到達する時期も明確ではないというのが現状であります。

また、アクアパークすなみの利用状況25%程度であるにもかかわらず、その対策が考えられていない。これには大きな問題があるのではないのでしょうか。

このような下で瑞穂処理区計画が順調に進んでいくのか不安を感じるところであります。今、アクアパークみずほの造成工事が進められておりますけれども、地元へのきちんとした説明会が結局は持たれないまま進んでいるのではないかと。一方、物価高騰ということで、処理場の整備事業の入札が応募がなく、今度は工事費の上限を定めずに再公告が出されて、今募集がされている、そんな状況であります。

こういった状況を鑑みますと、今回の議案第56号令和3年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定については反対せざるを得ないと考えております。

なお、執行部に当たりましては、今の経済状況も踏まえ、これからの事業計画についての幾つかのシミュレーションを検討するなど、今後の財政検証をぜひ行っていただきたいと思えます。

以上で反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第57号令和3年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第58号令和3年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第62号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第63号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号から日程第12 議案第61号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第9、議案第52号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、議案第61号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 森健治君。

○文教厚生委員長（森 健治君） ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、9月9日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名

全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管の部長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に報告します。

初めに、議案第52号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金は、県から納める金額が提示され、その金額を支払うということによいかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、予算算定の際に県から示されている金額と、決算額は結果的に違ってくるということによいかとの質疑に対し、歳入決算額は、徴収率等もあるため、予算算定時に県から示された金額と一致することはないとの答弁がありました。

また、繰出金の内訳を教えてくださいとの質疑に対しては、事務費として134万9,740円、人件費として1,434万324円、出産育児一時金として952万8,077円、合計2,525万7,000円であるとの答弁がありました。

さらに、一般会計の繰出金について、平成30年度の決算額はゼロ円であるが、平成31年度は1,100万円、令和2年度3,900万円、令和3年度は2,500万円となっているため、何か取扱いが変わったのかとの質疑に対し、以前は事業費ごとに精算というのは行っていなかったが、事業費ごとの精算を取り入れることになり変わったとの答弁がありました。

さらに、繰出金の一般会計繰出金の科目については、償還金及び還付加算金の科目が正しいのではないかと思うが、繰出金の科目としているのは、市独自のやり方になるのかとの質疑に対しては、一般会計に返還する場合は、償還金ではなく繰出金の科目となるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第53号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第60号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、国民健康保険基金の用途はどの質疑に対し、基本的には財政調整のための基金であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、議案第61号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審

查しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和4年9月22日、文教厚生委員会委員長 森健治。

○議長（若井千尋君） これより、議案第52号令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第53号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第60号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第61号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号から日程第16 議案第59号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 次に、日程第13、議案第49号瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第59号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 庄田昭人君。

○総務委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号13番 庄田昭人、議長のお許しをいただき、令和4年第3回定例会総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、9月12日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、各部長、調整監及び当委員会所管の各課長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。続いて、議案第59号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について審査しました。本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、農業振興費にある国産小麦産地生産性向上事業補助金の内容はどの質疑に対し、この制度は令和4年度5月に農林水産省が国産

小麦産地生産性向上の事業ということで発表がされ、現在までに市内における大規模農業事業者の募集をし、2件ありましたので、補助金として補正したとの答弁がありました。

また、総務費の企画費で市内事業所活性化補助金とあるが、商工会に依頼するののかとの質疑に対し、大手チェーン店を除外した飲食店を対象とした事業で、内容については30%の還元、1回当たり付与額は1,000円まで、月1万円の上限を設定し、商工会に事業を行ってもらうとの答弁がありました。

この答弁に対し、経済効果はどのくらい見込まれるのかとの質疑に対し、事業費約1,800万円のうち、キャンペーンによる付与額を1,600万円ほどと見込んでいる。30%の還元ということなので、約3倍したものが市内の飲食店で使われると算定しているとの答弁がありました。

また、QRコード決済に不安というイメージを持っている方に対しては、どのようなフォローを考えているのかとの質疑に対し、このキャンペーンに合わせてスマホ教室の開催や、みずほ市民メール・LINEでのPRを考えているとの答弁がありました。

また、光熱水費について、各事業合わせて8,000万円を超える追加ということだが、年間を通して8,000万円は全体の何%かとの質疑に対し、電気代について、現在の見込みだと2倍になると予定をしているが、先行きが不透明なため、12月補正でも対応していかないといけない状況も出てくるとの答弁がありました。

この答弁に対し、庁舎内の節電や防犯に影響のない街灯を消すなどの対策を考えているのかとの質疑に対し、現在、庁舎では夏のクールビズや冬のウォームビズで対策をしており、市内全域でもLED化を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、債務負担行為調書にある中山道大月多目的広場管理業務の令和4年度における債務負担行為は、植栽関係や芝生広場等を管理していくということかとの質疑に対し、施設を維持管理するための業務ということで理解いただきたいとの答弁がありました。

また、来年度、早期に予算をつけ発注をすれば、もっと楽に作業が進むのではないのかとの質疑に対し、今年度オープンし、当初想定していなかった管理業務が増えてきたため、6月に予算を補正させていただいた。オープンからこれまでに管理上必要なところがはっきりしてきたため、来年の当初予算で計上できるよう努めていくとの答弁がありました。

次に、議案第49号瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第50号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和4年9月22日、総務委員会委員長 庄田昭人。

○議長（若井千尋君） これより、議案第49号瑞穂市まちづくり基本条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第50号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

令和3年度の決算、歳入総額228億円、歳出総額214億円と、前年度と比較しますと、規模は小さくなっておりますけれども、平成31年度の決算よりははるかに大規模な財政でありました。これは、当然コロナ対策ということが反映した決算であったと思います。

ところが、このコロナ禍においても、実質収支で1億6,800万円の黒字、実質単年度収支でも3億8,000万円の黒字、そして基金は13億円増加をしております。その中には、下水道事業、庁舎建設など、それぞれ2億円も含まれておりますけれども、大幅な基金の上乗せがされている。確かに、健全経営といえばそのとおりかもしれませんが、このコロナ危機の中で果たしてこれでよかったのか疑問が残るところであります。

確かに国の臨時交付金は完全に使い切っており、その点での取組は大いに評価されるものがあるとは思いますが、しかし、その範囲でしか取り組まない。3億円の事業費のうち、市の独自財源を活用したのは、キャッシュレス化に関する事業で6,000万円使われたにすぎません。市の独自財源も動員して、本当に支援を必要としているところへの支援策がもっとあってよかったのではないかと、そのように考えております。

また、子育て支援策について、これまで子供の医療費無料化など、他市に先んじて取組がされてきたところでもありますけれども、最近、なかなかこういった思い切った政策が出されていない、そんなところを感じる場所でもあります。特に就学援助金制度については、他市町に比べ大きく立ち後れている、そんな状況であります。

一方、下水道事業、あるいは穂積駅前整備事業、あるいは市庁舎の建設など、大型の事業が今進められることで、この3年度から犀川遊水地グリーンインフラ事業が新たに立ち上がるう

としております。まだ調査段階とはいえ、今後大きく膨らむ大型事業になる可能性もあると言わざるを得ません。

また、保育所や放課後児童クラブなど、民間主導型の事業計画が現在進められております。もちろん民間事業者さんを否定しているわけではございませんけれども、自治体にとって基幹的な事業について、自治体の法的責任を明確にしておく必要があると思います。民間委託をしたら経費が少なくて済むというのは本当なのか。あるいは、安くなるのであれば、何が原因なのか。そこはきちんと分析をしていく、そういったことが必要ではないかと思っております。

企業やNPO法人などを含む市民協働ということと、自治体業務の民間委託とはまた別の問題だと私は思っております。自治体の業務を安易に民営化していくこと、これは結果として自治体の力を弱めることになりかねません。そんなふうを考えております。

さらに、マイナンバーカードの普及にて多大な費用がかかっています。幾ら国の重要施策とはいえ、あまりにも費用をかけ過ぎていると考えるところであります。特にこの問題について言うならば、行政機関が持つ個人データを特定の個人が容易に認識できるよう加工すれば、本人に同意なしに第三者に提供できる仕組み、こういったものもつくられてきております。

しかし、今世界では匿名化された情報についても、その保護を求める動きになってきております。プライバシーを守る権利、これは憲法が保障する基本的人権であります。特に、自己情報がどのように集められているのか知り、不当に使われることがないように管理をする権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権、こういったものを保障していくことこそ、むしろ急務ではないでしょうか。

こういった観点から、今回の議案第51号令和3年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定については反対をさせていただきます。

以上で討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定されました。

これより、議案第59号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する

質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣について

○議長（若井千尋君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については1件でございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり1件説明します。

令和4年11月9日に中濃十市議会議長会主催による議員研修会が本巣市民文化ホールで開催されるため、講演会の受講及び意見交換に全議員を派遣するものでございます。

以上で終わります。

○議長（若井千尋君） 以上1件について、全議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○9番（松野貴志君） 休憩動議をお願いします。

○議長（若井千尋君） 今、休憩動議が上がりました。賛成者もおられます。

松野貴志議員に休憩の理由を述べていただきたいと思います。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番、新生クラブの松野貴志です。

今、許可をいただきました休憩動議の内容について御説明をさせていただきます。

本定例会中の事件ではございますが、去る一般質問2日目だったと思いますけれども、全協室の空き缶の中に吸い殻が入っていたこと。また、議会事務局内のごみ箱において、紙コップの中に吸い殻が入っていたことについての詳細な確認をしたいと思いますので、休憩させてもらいました。よろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） しばらく休憩します。

休憩 午前9時52分

再開 午後2時09分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、休憩動議がかかりました。そのことにつきまして、松野藤四郎議員より御報告をいただきますので、よろしく願いいたします。

17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、お話をいたします。

陳謝文。

私は、令和4年9月15日の定例会本会議の休憩時間中、庁舎外で喫煙したたばこの吸い殻を議会事務局内のごみ箱及び空き缶内に捨てるなど、市民より信任されて議会選挙において当選した議員として、許されない行為をいたしました。

先輩議員として誠に申し訳ありません。

ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝をいたします。

今後は、初心に立ち返り、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、市民の信頼に応えられるようにしてまいります。

令和4年9月22日、瑞穂市議会議員 松野藤四郎。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（若井千尋君） ただいま松野藤四郎議員より陳謝の言葉がございました。この場をお借りいたしまして、今回のこの件に関しまして、議長として一言申し上げさせていただきます。

この案件に限らずですけれども、この案件に関しましては、議会事務局の職員さんがごみを片づけてくれた。こういったことに対しまして、個人的に非常にあってはならんことであると私は思っておりました。今、御本人から深く反省の弁を述べていただきましたので、このことを通じて、罪を憎んで人を憎まずではないですが、私たち一人一人の議員が議員として議会の秩序を守り、そして市民の範となるべく行動を今後も取っていけるよう努めてまいりたいと、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

閉会の宣告

○議長（若井千尋君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月22日

瑞穂市議会 議長 若井千尋

議員 今木啓一郎

議員 杉原克巳